

事 務 連 絡
平成 30 年 3 月 22 日

関係府省社会保障・税番号制度主管課 } 御中
各都道府県社会保障・税番号制度担当課 }

内閣府番号制度担当室
総務省大臣官房個人番号企画室

日本年金機構、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は
全国市町村職員共済組合連合会及び日本私立学校振興・共済事業団に
対する年金関係の情報連携の抑止について

標記の件について、別添のとおり、日本年金機構、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会及び日本私立学校振興・共済事業団（以下「機構等」という。）において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 19 条第 7 号又は第 8 号の規定による特定個人情報の提供の求め及び提供（以下「情報連携」という。）に係る課題が判明したため、年金関係の情報連携をシステム上抑止する措置の依頼がありました。

つきましては、機構等に対する措置として、機構等の情報連携開始に係るマスターが適用される平成 30 年 3 月 26 日から別途通知する日までの間は、システムによる抑止を行い、機構等に係る情報連携ができないようにしましたのでお知らせします。

なお、抑止期間中に機構等に対し情報照会を行った場合は、利用権限エラーとなります。

貴課におかれては、本事務連絡の内容を把握の上、貴府省又は貴都道府県の関係部局に周知してください。

併せて、関係府省にあつては貴府省所管で情報連携を行う行政機関及び独立行政法人等に対して、都道府県にあつては域内の市町村（特別区を含む。）並びに情報連携を行う一部事務組合及び広域連合に対して、この旨周知していただくようお願いします。

【担当】 総務省大臣官房個人番号企画室 川畑、水越
(直通) 03-5253-5110 (FAX) 03-5253-5112
(メール) k-kawahata@soumu.go.jp、n.mizukoshi@soumu.go.jp

別添

府 番 5 9 号
年管企発0322第1号
総行福第54号
財計第1146号
29高私行第36号
平成30年3月22日

内閣府大臣官房番号制度担当室参事官
総務省大臣官房参事官 } 殿
(総務省大臣官房個人番号企画室長)

内閣府大臣官房番号制度担当室参事官
厚生労働省年金局事業企画課長
財務省主計局給与共済課長
総務省自治行政局公務員部福利課長
文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室長
(公 印 省 略)

日本年金機構、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合
又は全国市町村職員共済組合連合会及び日本私立学校振興・共済
事業団との年金関係の情報連携開始に係る対応について (依頼)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第三条の二第二項の政令で定める日を定める政令（平成29年政令第277号。以下「情報連携政令」という。）が平成29年11月15日に公布され、日本年金機構（以下「機構」という。）は、平成29年11月17日から、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第19条第7号に規定する情報照会者及び情報提供者並びに同条第8号に規定する条例事務関係情報提供者に該当することとなったところです。

情報連携政令の公布に伴い、機構並びに国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会及び日本私立学校振興・共済事業団（以下「機構等」という。）が、番号利用法第19条第7号又は第8号の規定による特定個人情報の提供の求め及び提供（以下「情報連携」という。）を

平成 30 年 3 月以降順次実施していくことを目標に、必要となるシステム対応等を行い、平成 30 年 3 月 26 日をシステム上の連携開始日として準備を進めてきたところですが、今般、機構等との情報連携を実施するに当たって対処すべき課題が判明いたしました。

つきましては、平成 30 年 3 月 26 日以降情報連携を予定していた機構等について、当面の間、年金関係の情報連携をシステム上抑止する措置をお願いいたします。

なお、機構等との情報連携の抑止の解除については、課題への対処の状況を踏まえ、準備が整った段階で改めて依頼いたします。

(参考) 年金関係の情報連携を実施するに当たって対処すべき課題

1 機構の業務管理面の課題

機構の外部委託業者の業務が適切でなかった事案があったことを受け、機構において外部委託事業者に対する監督体制の在り方の見直しを図る必要がある。

2 機関間試験において把握された課題

機構等と地方自治体等との間での機関間試験において、一部の事務手続について、適切に情報照会できない不具合が起こることが判明している。

3 情報照会機関における事務運用に係る課題について

年金制度は複雑であり、かつ、年金額に関する情報については、情報連携で提供される情報項目が極めて多く、その解釈も難しいことによる地方公共団体等の情報照会機関における事務運用上の懸念がある。

※ 2、3の詳細な内容等については、今後、デジタルPMO等を通じて関係機関にお知らせする。